

大島支庁庁舎再整備方針

令和8年8月
鹿児島県総務部

－ 目 次 －

○ 大島支庁庁舎の再整備方針	1
(1) 現状	1
(2) 検討経過	3
(3) 総合事務所（本庁舎）の位置	4
(4) 駐在機関等の在り方	9
(5) 地元市町村等からの主な意見に対する考え	13
(6) 再整備の手法・スケジュール	22
【参考】地域振興局・支庁庁舎の再整備の考え方（令和5年8月）	24
(1) 庁舎の設置状況	24
(2) 庁舎の老朽化の状況	25
(3) 庁舎の再整備の考え方	25

○ 大島支庁庁舎の再整備方針

(1) 現状

- 大島支庁管内においては、本庁舎のほか、駐在機関等（支所・駐在機関）として、瀬戸内事務所、喜界事務所、徳之島事務所及び沖永良部事務所の4事務所6庁舎を設置している。
- 大島支庁の庁舎については、令和4年度から5年度にかけて実施した劣化状況調査の結果により、令和14年度末までの建替えが望ましいとされたことなどから、令和12年度末頃までの再整備に向けて取り組んでいる。

【庁舎の概況】

	本庁舎 (本所)	瀬戸内庁舎 (駐在機関等)	喜界庁舎 (駐在機関等)
所在地	奄美市名瀬永田町 17-3	大島郡瀬戸内町古仁 屋船津 36	大島郡喜界町赤連 2901-14
竣工(本館)	昭和 37 年度	昭和 42 年度	昭和 53 年度
入居状況	支庁長、総務企画部、 保健福祉環境部、農林 水産部、建設部 等	総務課、福祉課、建設 課 等	総務係、福祉係、農業 普及係、農村整備係、 建設係 等
敷地面積	11,481 m ²	1,981 m ²	2,523 m ²
職員数	204 人	40 人	22 人

徳之島庁舎 (駐在機関等)	徳之島第2庁舎 (駐在機関等)	沖永良部庁舎 (駐在機関等)	与論庁舎 (駐在機関等)
大島郡徳之島町亀津 7216	大島郡徳之島町亀津 4943-2	大島郡和泊町手々知 名 134-1	大島郡与論町茶花 1420-2
昭和 48 年度	平成元年度	昭和 48 年度	昭和 55 年度
総務課、福祉課、農業 普及課、農村整備課、 建設課 等	保健衛生環境課	総務福祉課、農業普及 課、農村整備課、建設 課 等	沖永良部事務所各課 (総務福祉、農業普 及、建設) 駐在 等
3,131 m ²	4,085 m ²	2,595 m ²	1,007 m ²
60 人	16 人	50 人	5 人

※ 職員数は令和8年4月1日現在（会計年度任用職員除く）

【組織体制】

① 本所（本庁舎）

総務企画部	
総務企画課	支庁内の総合調整、地域振興、県政の広報・広聴、選挙、防災・危機管理 等
県税課	県税の課税・徴収、収納及び滞納整理 等
大島消費生活相談所	消費生活に関する指導・助言、苦情・相談 等
保健福祉環境部	
健康企画課	母子保健、健康増進、疾病対策、感染症予防 等
環境・衛生室	生活衛生、食品衛生、薬事、動物愛護管理 等
地域保健福祉課	生活保護、障害者福祉、児童福祉、社会福祉、災害救助 等
農林水産部	
農政普及課	農村振興、農畜産物の生産・加工・流通対策、普及指導、農林関係工事の事務 等
農村整備課	農地の防災保全、生産基盤の整備、用地取得 等
林務水産課	漁港の管理、林水産業の普及指導、生産・加工・流通対策 等
建設部	
建設課	土木関係工事の事務、建設業の指導、用地取得、道路の建設・維持補修、住宅の建築確認審査、河川・海岸の改修、砂防対策、港湾整備 等

② 駐在機関等

瀬戸内事務所	総務課、福祉課、建設課、支庁農政普及課駐在、同林務水産課駐在、同衛生・環境室駐在
喜界事務所	総務係、福祉係、農業普及係、農村整備係、建設係、支庁衛生・環境室駐在
徳之島事務所	総務課、福祉課、農業普及課、農村整備課、建設課、支庁林務水産課駐在、保健衛生環境課（第2庁舎）
沖永良部事務所	総務福祉課、農業普及課、農村整備課、建設課、 徳之島事務所保健衛生環境課駐在
与論町駐在	総務福祉課駐在、農業普及課駐在、建設課駐在

(2) 検討経過

大島支庁庁舎の再整備については、これまで、以下のとおり、管内の市町村や関係団体の意見をできる限り丁寧に聴取し、その意見も参考に検討を進めてきた。

ア 管内市町村・関係団体への意見聴取

[対象団体（90 団体）]

- ・ 大島支庁管内の市町村 12 団体
- ・ 大島支庁管内における医療、福祉、農林水産、建設、商工などの各分野における関係団体 78 団体

[実施内容]

(ア) 令和 7 年 4 月～5 月

意見聴取手続きの一環として、再整備の考え方等について事前説明を実施

(イ) 令和 7 年 6 月～7 月

庁舎の利用状況や再整備に当たっての御意見等について、書面により意見聴取を実施

イ 管内 12 市町村からの候補地の募集

[対象団体]

大島支庁管内の 12 市町村

[募集期間]

令和 7 年 10 月上旬～11 月中旬

[募集要件等]

- ・ 奄美大島に所在する土地（県有地以外の土地を含む）で、他の事業等での使用や建設の予定地でないこと
- ・ 現行の本庁舎が立地する敷地と概ね同程度以上の面積であること 等

(3) 総合事務所（本庁舎）の位置

ア 整備候補地の募集

管内市町村から本庁舎の具体的な整備候補地の提案を募集した結果、奄美市から「現在の本庁舎敷地」の提案があった。

	現在の本庁舎敷地
所在地	奄美市名瀬永田町 17 番 3 号
敷地面積	10,037 m ² ※
取得費用	無し（県有地）
現況	大島支庁本庁舎
用途地域	第一種住居地域（建ぺい率:60%、容積率:200%）
接道状況	市道（幅員 4 m～9 m）

※ 市道を挟んで隣接する職員駐車場を含めた敷地面積は 11,481 m²

イ 本庁舎位置の検討

令和 5 年 8 月に示した「地域振興局・支庁庁舎の再整備の考え方」に基づき検討した結果、「現在の本庁舎敷地」を最終候補地として適切であると判断し、選定した。

[検討結果]

① 管内の市町村の人口

(7) 大島支庁管内 12 市町村の将来推計人口

- ・ 将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所による 2050 年時点の推計値（最新の公表値の中で最も先の推計値）を用いる。
- ・ 候補地の所在市の将来推計人口（2050 年）が管内合計に占める割合に応じた基礎点は、以下のとおり。

市町村	2050 年推計人口	管内合計に占める割合	基礎点
奄美市 「現在の本庁舎敷地」	26,905 人	39.3%	<u>7 点</u>
大和村	730 人	1.1%	—
宇検村	1,109 人	1.6%	—
瀬戸内町	5,511 人	8.0%	—
龍郷町	5,088 人	7.4%	—
喜界町	3,892 人	5.7%	—
徳之島町	6,170 人	9.0%	—
天城町	3,430 人	5.0%	—
伊仙町	4,251 人	6.2%	—

和泊町	4,038 人	5.9%	—
知名町	3,627 人	5.3%	—
与論町	3,782 人	5.5%	—
合計	68,533 人	—	—

(イ) 候補地と所在市町村の中心部間の移動時間

候補地と所在市町村の中心部（現在の役所の所在地）間の自動車による移動時間と、移動時間に応じた基礎点からの減点の有無は以下のとおり。

奄美市役所 ～ 現在の本庁舎敷地 1 分 【減点なし】

(ウ) 評価 7 点

② 交通の事情

(7) 候補地と管内各市町村中心部間の移動時間（平均）

候補地と管内各市町村中心部間の自動車による移動時間（平均）は以下のとおり。

各市町村 候補地	奄美大島				
	奄美市	大和村	宇検村	瀬戸内町	龍郷町
現在の本庁舎敷地	1 分	35 分	58 分	59 分	25 分

各市町村 候補地	奄美大島以外※ （喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町）		平均
	46 分		42 分

※ 奄美大島以外の島から奄美大島までの交通手段については、海路より航空路を利用する旅客の方が多くことから、奄美空港から候補地までの平均移動時間を一律に計上。（参考：名瀬港から候補地までの移動時間は約 4 分）

(イ) 評価 10 点（比較対象がないため「満点」として評価）

③ 他の官公署との関係

(7) 国及び県の機関・関係団体

行政手続等で県民や事業者の一定の来庁が見込まれる国及び県の機関や関係団体は以下のとおり。

なお、大島支庁庁舎については、奄美大島への再整備を前提としているため、奄美大島に所在する「国及び県の機関・関係団体」のみを対象とする。

国機関（21 機関）	
財務省 （国税庁）	鹿児島財務事務所名瀬出張所、鹿児島税関支署名瀬監視署、大島税務署
厚生労働省	名瀬労働基準監督署、名瀬公共職業安定所
法務省 （検察庁）	鹿児島地方法務局奄美支局、鹿児島地方検察庁名瀬支部
農林水産省 （林野庁）	門司植物防疫所名瀬支所、鹿児島森林管理署名瀬森林事務所
環境省	奄美群島国立公園管理事務所
国土交通省 （気象庁、海上保安庁）	西之表港湾事務所第四建設管理官室（名瀬港出張所）、奄美自動車検査登録事務所、名瀬測候所、奄美海上保安部、同古仁屋海上保安署
裁判所	鹿児島地方裁判所名瀬支部、鹿児島家庭裁判所名瀬支部、名瀬簡易裁判所
その他	日本年金機構奄美大島年金事務所、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所奄美庁舎、独立行政法人奄美群島振興開発基金
県機関（23 機関）	
研究機関等	農業開発総合センター大島支場、鹿児島中央家畜保健衛生所大島支所、同瀬戸内町駐在機関、大島児童相談所・大島知的障害者更生相談所
警察署	奄美警察署、瀬戸内警察署ほか 4 交番 12 駐在所 1 派出所
関係団体（36 団体）	
商 工	奄美大島商工会議所、あまみ商工会、龍郷町商工会、宇検村商工会、瀬戸内町商工会
観 光	あまみ大島観光物産連盟、奄美群島観光物産協会、奄美大島観光協会、宇検村観光物産協会、奄美せとうち観光協会
農 業	県農業共済組合大島支所、あまみ農業協同組合、県土地改良事業団体連合会大島事務所
漁 業	奄美漁業協同組合、名瀬漁業協同組合、宝勢丸鯉漁業生産組合、宇検村漁業協同組合、瀬戸内漁業協同組合、奄美群島水産振興協議会
森 林	あまみ大島森林組合
建 設	県建設業協会奄美支部、県建築士会奄美・大島支部、県建築士事務所協会奄美大島支部、県建築協会奄美支部、奄美市建友会、瀬戸内建設業協会
医 療	大島郡医師会、大島郡歯科医師会、奄美薬剤師会
福 祉	奄美市社会福祉協議会、大和村社会福祉協議会、龍郷町社会福祉協議会、宇検村社会福祉協議会、瀬戸内町社会福祉協議会、奄美群島社会福祉団体連絡協議会
環 境	県産業資源循環協会奄美支部

※ 令和 8 年 1 月現在

(イ) 候補地の集積状況

候補地における国及び県の機関・関係団体の集積状況は以下のとおり。

候補地 \ 移動時間	15 分圏内 (1.0 換算)	30 分圏内 (0.5 換算)	集積状況
現在の本庁舎敷地	4 1 団体 (4 1 団体)	1 0 団体 (5 団体)	5 8 %

※ 対象となる奄美大島内の国及び県の機関・関係団体数の合計は 80 団体

(ウ) 評価 1 0 点

④ 所管区域の地理的状況

(ア) ハザードマップにおける危険区域の該当の有無

候補地である「現在の本庁舎敷地」は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）に該当しており、土砂災害が発生するリスクがあるため、市において危険の周知、警戒避難体制の整備が必要であるものの、建築物の構造規制等はない。

区域	該当の有無
洪水浸水想定区域	—
雨水出水浸水想定区域	—
高潮浸水想定区域	—
津波浸水想定区域	—
土砂災害（特別）警戒区域	有
ため池浸水想定区域	—
山地災害危険地区	—

(イ) 評価 ▲ 2 点

⑤ その他

(ア) 追加の整備費用

- ・ 候補地である「現在の本庁舎敷地」は県有地であり、本庁舎等の解体費用は生じるものの、現在の本庁舎と同程度の規模であれば、候補地の敷地内での建替えは可能と考えられることから、新たな土地の取得費用は生じない。
- ・ また、現段階で新庁舎の必要面積は確定しないものの、庁舎建替え工事期間中の仮設事務所及び駐車場の確保費用が明らかに必要であるとは認められない。

- ・ なお、候補地には職員住宅が含まれており、同敷地以外に職員住宅を確保する場合、追加費用が生じることとなる。

(イ) 評価 減点なし（比較対象がないため「減点なし」として評価）

ウ 検討結果

上記の考慮事項①から⑤について評点化し、候補地を検討した結果、以下のとおり、大島支庁庁舎の再整備に伴う本庁舎の位置は、「現在の本庁舎敷地」とする。

考慮事項	検討の視点	配点等	評価
①管内の市町村の人口	管内各市町村の人口の集積	10点	7点
②交通の事情	庁舎への移動時間	10点	10点
③他の官公署との関係	公的機関の集積	10点	10点
④所管区域の地理的状況	危機事象発生時における安全性	減点事項	▲2点
⑤その他	活用可能な土地の状況 等	減点事項	0点
			25点

(4) 駐在機関等の在り方

ア 管内市町村・関係団体からの主な意見

管内市町村等からは、駐在機関等の統合・再編について、人口減少が進んでおり致し方ないとする意見があった一方で、島内に一つは必要である、各駐在機関等が果たしている機能等を踏まえ存続してほしい、など否定的な意見も多く聞かれた。

イ 検討結果

(7) 区域の特性等の変化

- 平成 19 年 4 月の地域振興局・支庁の設置後、大島支庁管内の人口は大きく減少しており、今後も県内の他地域を上回る減少が見込まれている。

＜参考＞人口の推移 ※かっこ内は総合事務所設置計画策定時（平成 18 年）との比較

	奄美市	大和村	宇検村	瀬戸内町	龍郷町	喜界町	徳之島町
2006 (H18)	48,824	1,946	2,031	10,593	5,973	8,519	12,832
2025 (R 7)	38,416 (▲21%)	1,290 (▲34%)	1,550 (▲24%)	7,652 (▲28%)	5,683 (▲5%)	5,997 (▲30%)	9,288 (▲28%)
2050 (予測)	26,905 (▲45%)	730 (▲62%)	1,109 (▲45%)	5,511 (▲48%)	5,088 (▲15%)	3,892 (▲54%)	6,170 (▲52%)

	天城町	伊仙町	和泊町	知名町	与論町	管内計	県全体
2006 (H18)	6,935	7,125	7,374	6,980	5,656	124,788	1,743,484
2025 (R 7)	5,199 (▲25%)	5,407 (▲24%)	5,635 (▲24%)	5,120 (▲27%)	4,825 (▲15%)	96,062 (▲23%)	1,512,969 (▲13%)
2050 (予測)	3,430 (▲51%)	4,251 (▲40%)	4,038 (▲45%)	3,627 (▲48%)	3,782 (▲33%)	68,533 (▲45%)	1,170,602 (▲33%)

※ 2006年の人口は鹿児島県人口移動調査（10月1日時点）より、2025年の人口は令和7年国勢調査速報値（10月1日時点）より、2050年の人口は国立社会保障・人口問題研究所による推計値。

- 本庁舎の整備候補地（現在の本庁舎敷地）までのアクセスについて、奄美大島以外の島からの交通手段は航路、航空路に限定されており、依然として所要時間が長い状況が続いている。

また、奄美大島内の交通状況としては、平成 27 年の網野子バイパス全線開通などにより、瀬戸内町方面から奄美市名瀬地区へのアクセスは改善され、現在の所要時間は 60 分程度となっている。

(4) 役割の検証

① 喜界事務所、徳之島事務所及び沖永良部事務所

「地域振興局・支庁庁舎の再整備の考え方」を踏まえ、以下のとおり検証した結果、大島支庁の総合的な支所として今後も存置する。

＜参考＞総合事務所設置計画（喜界事務所、徳之島事務所及び沖永良部事務所関係）
大島支庁までの交通手段が限定されるとともに、所要時間が長いことに鑑み、今後とも継続して設置する。

- 本庁舎の整備候補地がある奄美大島までの交通手段は、航路、航空路に限定されており、総合事務所設置計画が策定された平成18年から状況に大きな変化はみられない。
- 管内の人口減少は進んでいるものの、今後も一定の規模は保たれる見込みであり、交通手段が限られる離島の地理的な特性に鑑みると、駐在機関等の統合・再編が行政サービスに及ぼす影響は非常に大きい。
- 徳之島保健所（徳之島事務所保健衛生環境課）については、1 二次保健医療圏1 保健所の例外として奄美保健医療圏内に名瀬保健所とともに設置されており、引き続き、奄美群島の南三島（徳之島、沖永良部島、与論島）における公衆衛生活動の中心的機関としての役割を担う必要がある。

② 瀬戸内事務所

「地域振興局・支庁庁舎の再整備の考え方」を踏まえ、以下のとおり検証した結果、大島支庁へ統合するものの、公共土木施設の維持管理など日常的に現地での対応が必要な業務については、駐在機関として現在の庁舎で継続する。

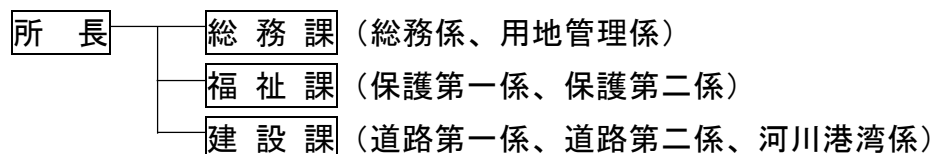
＜参考＞総合事務所設置計画（瀬戸内事務所関係）

大島支庁と同じ奄美大島に設置しており、道路整備が進み、大島支庁までの所要時間が飛躍的に短縮されつつある一方で、加計呂麻島、請島、与路島の3 島も所管している状況にある。

こうした状況や所管する業務量を勘案するとともに、効率的な業務執行や行政サービスの水準を低下させないための配慮といった点を踏まえ、当分の間継続して設置するが、更なる道路整備の進捗状況等を踏まえ、支庁への集約を検討する。

- 宇検村、瀬戸内町の1 町1 村を管轄区域としており、総務課、福祉課、建設課の3 課体制となっている。

＜組織体制＞



- 網野子バイパスの全線開通（H27）などにより、本庁舎の整備候補地がある奄美市名瀬地区までのアクセスは改善され、宇検村、瀬戸内町からの所要時間は

ともに 60 分程度となっている。

また、瀬戸内町は管内に一定の人口規模を有する加計呂麻島、請島、与路島があり、これらの島々からの交通手段は航路に限定され、時間も要する。

- 他地区と同様に、管内の人口減少は進んでいるものの、今後も一定の規模は保たれる見込みであり、本庁舎の整備候補地までのアクセスや、管内に離島を有する地理的特性に鑑みると、駐在機関等の統合・再編が行政サービスに及ぼす影響は考慮する必要がある。
- こうした状況を踏まえ、瀬戸内事務所については大島支庁へ統合するものの、業務内容等を勘案し、各課の取扱いを次のとおりとする。

【総務課】

- ・ 県営住宅や公共土木施設（道路、河川、港湾等）の管理、事業用地の確保などであり、庁舎内での業務が主となっている。
- ・ 当該業務に関する県民・事業者の来庁はそれほど多くなく、来庁のある業務の一部についても、電話・郵送等による代替が可能である。
- ・ これらを踏まえると、行政サービスの水準は維持されと考えられることから、総務課業務は大島支庁へ移管する。

【福祉課】

- ・ 生活保護法や福祉二法（児童福祉法・母子父子寡婦福祉法）に基づく支援業務を行っており、管内の被保護世帯数は減少傾向にある。
- ・ 当該業務に係る県民・事業者の来庁はそれほど多くなく、来庁のある業務の一部についても、電話・郵送等による代替が可能である。
- ・ 世帯状況の把握等のため職員が出向いての対応は比較的多いものの、移管した場合であっても、効率的な訪問等により対応は可能と考えている。
- ・ これらを踏まえると、行政サービスの水準は維持されと考えられることから、福祉課業務は大島支庁へ移管する。

【建設課】

- ・ 公共土木施設（道路、河川、港湾等）の整備や維持修繕、災害対応などの業務を行っており、管内の面積は約 343 ㎢で、県管理の道路延長は約 166 km、河川延長は約 14 km、港湾、漁港は 1 港ずつある。
- ・ 現場調査等のため職員が出向いての対応は比較的多いが、県民・事業者の来庁はそれほど多くない。

- ・ 地元町村からは、公共土木施設の安全性の確保や災害発生時における迅速な対応を求める意見も出ている。
- ・ これらを踏まえると、大島支庁への全ての業務移管は行政サービスに及ぼす影響が大きいと考えられることから、建設課については、公共土木施設の整備に係る業務を大島支庁建設課に移管した上で、維持修繕や災害対応等の業務を同課の駐在として瀬戸内庁舎にて継続する。

(5) 地元市町村等からの主な意見に対する考え

ア 意見聴取の概要

- ・ 対象団体：大島支庁管内の市町村 12 団体及び地元関係団体 78 団体
- ・ 期 間：令和 7 年 6 月 11 日（水）～ 7 月 16 日（水）
- ・ 回収件数：88 団体（回収率：97.8%）
- ・ 質問項目：
 - ① 大島支庁庁舎（本庁舎、瀬戸内庁舎、喜界庁舎、徳之島庁舎、徳之島第 2 庁舎（保健所）、沖永良部庁舎、与論庁舎）の利用状況について
 - ② 大島支庁の提供する行政サービスに関して
 - ③ 大島支庁庁舎の再整備に当たっての留意事項について
 - 本庁舎の再整備に関する特段の意見
 - 駐在機関等（瀬戸内庁舎、喜界庁舎、徳之島庁舎、徳之島第 2 庁舎（保健所）、沖永良部庁舎、与論庁舎）の統合・再編に当たっての留意事項

イ 地元関係団体等からの主な意見に対する考え

(7) 大島支庁が提供する行政サービスに関する意見

意 見	理 由	意見に対する考え
(7)-1 Web での会議、研修を充実させてほしい	・ 出張の拘束時間を考慮した場合、Web 会議の充実が望ましいため ・ 労働力不足の中、時間、経費等を削減するため	本県では、鹿児島県デジタル推進戦略に基づき、行政手続等のデジタル化による利便性の向上に取り組んでおり、引き続き、利用対象となる行政手続数の増加を図るとともに、広く県民に対し、オンラインにより行うことができる行政手続を周知してまいります。 また、デジタル化により行政事務の効率化を進め、県民一人ひとりの要望に応じたきめ細やかな行政サービスの提供に努めてまいります。
(7)-2 各種行政手続きをオンライン上で処理できるようにしてほしい	・ 徐々に民間会社も役所も人手不足になっており、業務の効率性を考えたら全ての業務をオンラインで完結する流れになってきているため ・ 大島支庁までの交通費、宿泊費等の負担が大きいため	
(7)-3 建設業はオンライン化などが進んでおり手続き等の不便さがなくなってきてい	—	

る		
(7)-4 納税関係書類（証明書等）を各島で直接取れるよう簡素化してほしい	・ 取り寄せるのに時間がかかるため	
(7)-5 PRブース、水産コーナー等を設置してほしい	・ 観光客が大島支庁を訪れ、他の島々の魅力に触れる場所が必要と思うため	新庁舎に導入する機能や、職員数等を踏まえた規模（面積、階数等）、建物配置などについては、いただいた意見等も踏まえ、今後、基本計画を策定する中で検討してまいります。
(7)-6 打ち合わせスペースを確保してほしい	・ 事務所の打ち合わせスペースが狭いため	
(7)-7 群島内の島々の観光を体験できる映像機能や憩いの場としての飲食コーナーを設置してほしい	・ 大島支庁は名瀬市街地にあり、国内外からの多くの観光客が来島されるため また、表玄関に位置しており、観光客が気軽に訪れ、親しみのある庁舎としての機能が求められるため	
(7)-8 ビジネスが創出される交流の場、管内の観光拠点を紹介する場（鹿児島県のドライ商品物産館、焼酎の飲み比べコーナー等の設定）、滞在者がテレワークをできる場の提供等があると活性化されると思う	—	
(7)-9 社会情勢の変化に伴い、メールなどでの対応が主流となっ	・ 対面による交流は、行政サービスをスムーズに行う上で重要であると思うため	

ているが、うまく伝えられない部分も多く、平時から対人関係を構築することは、非常に重要であると思う		
(7)-10 民間と支庁とのネットワーク化や整備をより一層図り、民間・行政の効率化を進める一方、住民サービスの低下等を招かないよう行政運営の維持推進に努めていただきたい	—	本県では、行財政運営指針（令和４年３月）に基づき、高度化・多様化・複雑化する県民ニーズに対応するため、民間の創意工夫を生かすなど、県と多様な主体が連携して、必要な行政サービスの確保・充実を図ることとしており、引き続き、こうした視点を踏まえつつ、行政サービスの利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図ってまいります。
(7)-11 行政サービスの内容及び提供方法等に関しては、現状維持でよい	・ 不便とは感じていないため	

(イ) 本庁舎の再整備に関する意見

意 見	理 由	意見に対する考え
(イ)-1 現在の場所へ建替えを希望	・ 宇検村、瀬戸内町から赴く際には今後トンネル開通が見込まれ、立地的にも便のよい場所になるため ・ 現在の場所が広く知られているため ・ 名瀬市街地にあり、12市町村の中核機関として、行政手続きの際や観光客等が来島する折に徒歩で来庁できる利便性等となるため ・ 現大島支庁敷地内での再	本庁舎の位置については、管内市町村の人口や公的機関の集積、交通事情、安全性などを勘案し、実現可能性を検討した結果、奄美市から提案のあった「現在の本庁舎敷地」に整備することとしております。

	整備計画が、郡都である奄美市の中にあり人口の集積も著しく、島外からの宿泊所も多く、繁華街や国の庁舎等も集約されていることから、もっとも効率的と考えるため	
(イ)-2 現在と同様に奄美市名瀬中心市街地区を要望	・ 奄美大島における人口動態、各島間の航路・航空路の交通アクセス、奄美大島内の移動時間、さらには、国等の官公庁や商業・金融・教育・医療福祉などの都市機能が集積されているため ・ 災害発生時等の緊急事象への対応や連携等を勘案しても、防災関係官署が集中しているため	
(イ)-3 名瀬港マリンタウンの名瀬第2地方合同庁舎付近がよいのではないかと	・ 利便性を考えると、県管轄のフェリーターミナルも近く、名瀬合同庁舎や法務局などもあるため	
(イ)-4 現在の場所での建替えがベストかと思うが、候補としては大島工業高校跡地もある	・ 大島工業高校跡地は市街地から少し離れているが、敷地が現庁舎より広く駐車場を含め建設設計が安価にできると思うため	
(イ)-5 アクセス面でも配慮してほしい	・ 大島支庁へ出向く際は必ず公共交通機関の利用が必須となるため	
(イ)-6 防災拠点機能を充実した庁舎の整備をお願いしたい	・ 今後も大規模災害等の有事における市町村や関係機関等との迅速な広域連携に的確に対応できる防災拠点	新庁舎に導入する機能や、職員数等を踏まえた規模（面積、階数等）、建物配置などについては、いただいた意見等

	機能を備えるべきと考えるため	も踏まえ、今後、基本計画を策定する中で検討してまいります。
(イ)-7 駐車場の駐車スペースを増やしてほしい	・ 駐車場が空いていないことがあるため ・ 駐車間隔が狭く、大きい車両同士だとドアの開閉が困難なため	
(イ)-8 ユニバーサルデザインに考慮してほしい	・ 高齢者や障害者に配慮した施設とするため	
(イ)-9 エスカレーターやエレベーターを設置してほしい	—	
(イ)-10 同じ場所になるのであれば、一般の住民や観光客が一休みできるような立ち寄りやすい庁舎位置、設計、駐車場の配置にしてほしい	・ 今の支庁は用事が無ければ立ち寄りにくく、門があって駐車場があってその奥に庁舎があって、敷地は柵で仕切られていて、決して「身近」ではないと感じるため	
(イ)-11 どの来庁者にも分かりやすい部署の配置と、駐車場に関しても分かりやすい案内がほしい	・ 島外からの来庁者や、島内でも初めて来庁する者にとっては、分かりづらい配置や案内に感じるため	
(イ)-12 外観内装が古くトイレは特に酷く外部からの利用者には使いにくいと思う。近い将来大規模改修ではなく、規模縮小で	・ 鹿児島県の出先機関として建物も含め整然と清潔であってほしいという思いと同時に県職員の職務に対するモチベーション向上にも繋がると思うため	

建て替えが理想かと思う		
(イ)-13 本庁舎の適正配置と整備、各種公共施設の統合整備、適正配置及び除去等については、地域住民生活に急激な変化を及ぼさないよう利便性に十分配慮してほしい	—	

(ウ) 駐在機関等の統合・再編に関する意見

意 見	理 由	意見に対する考え
(ウ)-1 人口減少が進んでおり、今後、統合・再編で庁舎数が減るのは致し方ないと考ええる	—	駐在機関等の在り方については、将来の人口見込みや本庁舎への所要時間など区域の特性等を勘案しつつ、地元町村等からの御意見も踏まえ、統合・再編が行政サービスに与える影響等を検証してまいりました。 その結果、喜界事務所、徳之島事務所及び沖永良部事務所については存置することとし、瀬戸内事務所については大島支庁へ統合するものの、公共土木施設の維持管理など日常的に現地での対応が必要な業務は現在の庁舎で継続することとしております。
(ウ)-2 統合・再編を検討する際は、素案を事前に示し、意見を聴取してほしい	・ 窓口等で直接尋ねられなくなると、書類のやり取り回数が増えるなど、各種申請手続きが不便になるため	
(ウ)-3 駐在機関については、離島であることから、統合・再編は止めていただきたい	・ 陸路であればよいが、海路空路となると不便になるため ・ 地域の事業推進や駐在機関として果たす役割は大きいと考えるため	
(ウ)-4 島内に 1 つは必要である	・ 島外になると不便になるため	

(ウ)-5 瀬戸内庁舎の存続を求める	・ 存在意義が非常に高く、常に連携を取り合って事業を展開しているため ・ 災害対応等、緊急事態においては、住民生活の維持を図る上で、瀬戸内事務所の存在が必要不可欠であるため ・ 与路島から出向く際は定期船のダイヤや天候に左右されて困難な状況であり、名瀬に集約されると益々困難になるため ・ 管内に3つの有人離島を抱える重要な拠点であり、必要不可欠であるため ・ 統合されると、人口減に伴う経済の損失は甚大であり、それに伴い商工業者の経営難による廃業が多くなるなど負のスパイラルに陥ることが懸念されるため	
(ウ)-6 喜界庁舎の存続を求める	・ 生活保護業務、土地改良事業、保健所業務、県道管理など、喜界町に欠かすことのできない重要な業務を担っているため ・ 住民の命を守るための堤防整備・管理など、災害の多い離島でこそ対応すべき重要な要素が多いため ・ 福祉係は生活保護受給者との綿密な関わり、生活保護の申請受付の迅速性が求められるため	
(ウ)-7	・ 福祉、農業普及、建設、保	

徳之島庁舎の存続を求める	健衛生など多岐にわたる業務を行っており申請や確認等で毎日のように利用しているため	
(ウ)-8 沖永良部庁舎の存続を求める	・ 農業農村整備関係で計画途中や未整備地区が多くあるため	
(ウ)-9 与論庁舎の存続を求める	・ 法務局等、これまでの統廃合により様々な不便が生じ、同じ県民としてのサービスに平等性がないため ・ 与論島は、沖縄海域と隣接しており海区調整の上でも必要なため	

(イ) その他の意見

意 見	意見に対する考え
(イ)-1 大島支庁本庁舎に奄美群島広域事務組合事務所スペースの確保をお願いしたい	新庁舎に導入する機能や、職員数等を踏まえた規模（面積、階数等）、建物配置などについては、いただいた意見等も踏まえ、今後、基本計画を策定する中で検討してまいります。
(イ)-2 若手職員のみならず、同年代の職員間での意見交換ができ、地域の活力となるような県職員・町職員の育成について協力をお願いしたい	本県では、鹿児島県職員人財育成ビジョン（令和6年3月）に基づき、地域コミュニティの活性化など個別の市町村と県の研修ニーズが合致する場合には、必要に応じ、当該市町村との個別の合同研修などを実施しており、引き続き、人材育成面での市町村との連携、専門人材の確保に係る市町村への支援を行ってまいります。
(イ)-3 奄美群島における観光業の振興のためにも、大島支庁や徳之島事務所において観光部門の職員の増員や観光に関わる政策の強化を図ってほしい	本県では、行財政運営指針（令和4年3月）に基づき、人口減少の進展や県民ニーズ等を踏まえた組織の不断の見直しを行っており、引き続き、スクラップ・アンド・ビルドを基本としつつ、新たな行政需要にも対応した簡

い	素で効率的な組織体制の構築を行ってまいります。
(イ)-4 観光を軸にした地域らしい商工業発展を実現するため、喜界庁舎に専門知識を有する商工観光担当者を配置してほしい	
(イ)-5 沖永良部庁舎に児童相談所の駐在を配置してほしい	
(イ)-6 徳之島保健所和泊町駐在へ衛生技師を配置してほしい	
(イ)-7 沖永良部庁舎または与論庁舎に、水産担当部署があればありがたい	
(イ)-8 与論庁舎に土木担当者を配置してほしい	
(イ)-9 福祉分野（生活保護等）においては、当該対象者が抱える課題等が複雑化・複合化する中、継続的な支援と各種関係機関・団体、地域住民との連携や協働が必要なため、市町村に権限移譲することで事務の効率化が図れるのではないか	本県では、権限移譲プログラム（平成17年7月）に基づき、住民に身近な事務は、可能な限り住民に身近な市町村において処理することが望ましいという基本的な考え方のもと、地方分権の担い手として意欲を持つ市町村に対して県からの権限移譲を進めており、引き続き、地域の実情に応じて、それぞれのニーズに合った権限・財源の移譲等を推進してまいります。

(6) 再整備の手法・スケジュール

ア 整備手法

(7) 基本的な考え方

- 本県では、公共施設等の整備等の検討に当たり、民間提案を活用するＰＰＰ／ＰＦＩ手法の導入が適切かどうかを、自ら整備を行う従来型手法に優先して検討することとしている。
- この方針を踏まえ、地域振興局・支庁庁舎の再整備に当たっても、民間提案の活用により新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに、効率的かつ効果的な整備を推進するという基本的な考え方の下、整備手法を検討する。

(主な手法)

①ＤＢ方式	設計、建設業務を一括して民間事業者性能発注する。 資金調達は公共が行う。
②ＤＢＯ方式	設計、建設、維持管理、運営の各業務を一括して民間事業者性能発注する。契約は、「設計・建設工事請負契約」及び「維持管理・運営業務委託契約」をそれぞれ締結する。 資金調達は公共が行い、施設整備費については竣工までに民間事業者へ払うのが一般的である。
③ＰＦＩ方式	設計、建設、維持管理、運営の各業務を一括して民間事業者性能発注する。 資金調達は民間事業者が行い、施設整備費については公共から民間事業者へ事業期間中に分割して支払われる方法が一般的である。
④従来型手法 (公設民営方式)	設計、建設、維持管理、運営の各業務を仕様に基づき民間事業者性能発注（分割発注）する。資金調達は公共が行う。

(イ) 評価の結果

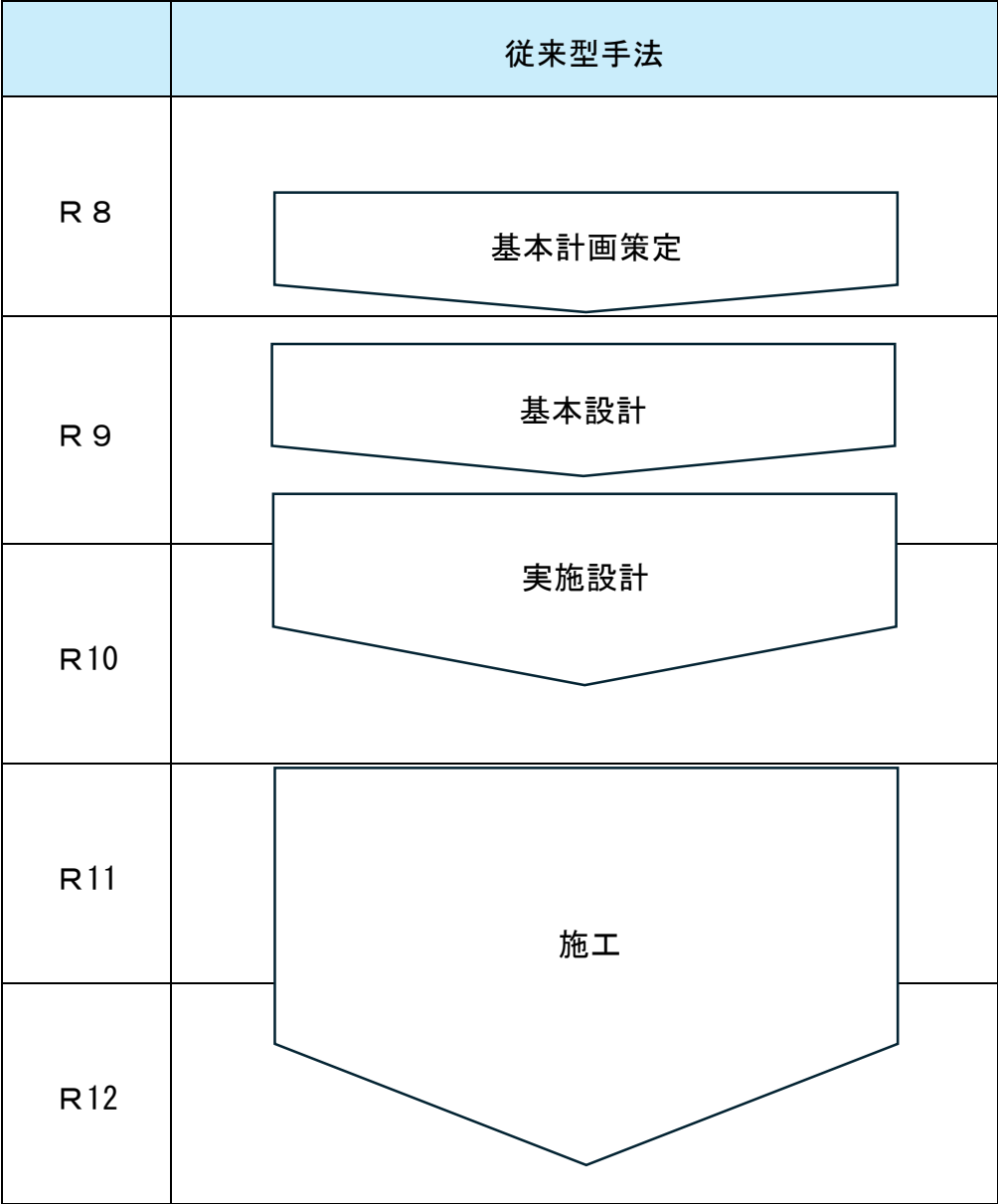
- 大島支庁庁舎の再整備について、ＰＦＩ等の事業に関して民間事業者等にアンケートを実施した結果、民間提案を活用した整備手法では、民間収益事業において収益減少による撤退などのリスクがあるという意見や、リスク分担において整備後の補修費用等を県に負担してほしいという意見があった。
- また、南薩地域振興局庁舎の再整備に当たっては、行政庁舎の特性を踏まえる

と、従来型方式以外の手法による財政負担の削減効果は限定的であり、竣工遅延や建築費高騰のリスクがあるとの指摘がなされている。

- こうしたことから、大島支庁庁舎の再整備における整備手法については、南薩地域振興局と同様に、事業期間の柔軟な調整や発注者の意向反映、県内企業の参加がしやすい「従来型方式」が適していると判断した。

イ 今後のスケジュール

従来型手法による今後のスケジュールは次のとおり。



【参考】地域振興局・支庁庁舎の再整備の考え方（令和5年8月）

(1) 庁舎の設置状況

○ 地域振興局・支庁については、平成18年12月に策定した「総合事務所設置計画」に基づき、各地域における県政の総合拠点として、平成19年4月に設置した。現在の具体的な庁舎の設置状況は以下のとおりである。

- ・ 総合事務所の本庁舎は、既存の庁舎を有効活用することを基本として、当面の位置を決定するとともに、総合事務所を設置する庁舎の規模等を踏まえ、必要に応じて、分庁舎方式を採用。
- ・ 保健所の業務の一部、農林水産業技術の普及指導、公共土木施設の維持管理業務等を所管する駐在機関等を設置。

＜各地域振興局・支庁庁舎の設置状況＞

地域振興局 支 庁	本 庁 舎	分 庁 舎	駐在機関等 (離島支所含む)の庁舎
鹿 児 島	鹿 児 島 市 (旧鹿児島合同庁舎) [総、農、建]	日 置 市 (旧伊集院合同庁舎) [保、農、建] 鹿 児 島 市 (旧自動車税管理事務所庁舎) [総]	
南 薩	南さつま市 (旧加世田合同庁舎) [総、農、建]	南さつま市 (加世田保健所庁舎) [保]	指宿 [保、農、建]
北 薩	薩摩川内市 (旧川内合同庁舎) [総、農、建]	薩摩川内市 (旧川内保健福祉合同庁舎) [保]	さつま [農] 出水 [保、農、建] 甑島 [農、建]
始良・伊佐	始 良 市 (旧加治木合同庁舎) [総、農、建]	霧 島 市 (旧隼人保健福祉合同庁舎) [保]	伊佐 [保、農、建]
大 隅	鹿 屋 市 (旧鹿屋合同庁舎) [総、保、農、建]		曾於 [総、農、建] 志布志 [保] 志布志第二 [建]
熊 毛	西 之 表 市 (旧種子島合同庁舎) [総、保、農、建]		屋久島 [総、保、農、建]
大 島	奄 美 市 (大島支庁舎) [総、保、農、建]		喜界 [総、保、農、建] 瀬戸内 [総、保、農、建] 徳之島 [総、保、農、建] 徳之島第二 [保] 沖永良部 [総、保、農、建] 与論 [総、保、農、建]
庁 舎 数	7 庁 舎	5 庁 舎	15 庁 舎

[総]：地域振興、県税関係業務 等

[保]：感染症予防、疾病対策、生活衛生、生活保護、福祉施設の指導監査 等

[農]：農林水産業技術の普及指導、農地の整備保全 等

[建]：道路・河川・港湾など公共土木施設の維持管理 等

※分庁舎や駐在機関では、上記業務のうち一部のみを実施している場合がある。

(2) 庁舎の老朽化の状況

- 殆どの地域振興局・支庁の庁舎で建設年から一定年数が経過し、老朽化が進行しており、来庁者や職員の安全性の確保の観点から、再整備について検討が必要な状況にある。
- 特に南薩地域振興局庁舎については、これまでの劣化状況調査の結果から最も老朽化が進行していることが判明しており、令和9年度末頃までの建替えが必要なことから、早急に再整備に向けた検討を進める必要がある。
- また、それ以外の庁舎については、令和4年度末で建設年から50年を超える15庁舎を対象に劣化状況調査を実施（令和4年10月～令和5年5月）したところ、北薩地域振興局本庁舎及び大島支庁舎は今後概ね10年（令和14年度末）を目途に、始良・伊佐地域振興局本庁舎は今後概ね15年（令和19年度末）を目途に、建て替えることが望ましいとの調査結果が示された。

この調査結果を受け、この3庁舎については、南薩地域振興局庁舎の再整備の状況を参考に、令和6年度中に具体的な再整備の時期を精査することとしている。

(3) 庁舎の再整備の考え方

- 総合事務所設置計画は、情報通信手段の発展などを踏まえ、効率的な組織運営等のため、所管区域を広域化し、県内を7区域に区分して出先機関を総合事務所として再編することなどを基本的な考え方としており、この考え方は人口減少などの直近の社会情勢の変化等にも通用するものと考えている。
- こうした考えの下、各地域振興局・支庁の庁舎の再整備に当たっては、「総合事務所設置計画」及び「行財政運営指針」に基づき、簡素で効率的な組織体制の構築という考え方を基本に、以下の考え方により検討を進める。

ア 総合事務所（本庁舎）位置

(7) 基本的な考え方

- ・ 当面の位置として決定した現在の本庁舎の位置について、庁舎建替えの際には、地方自治法の規定を踏まえ、住民の利便性等の観点から、管内の市町の人口、交通事情、他の官公署との関係等を勘案し、改めて検討を行う。
- ・ 検討に当たっては、可能な限り、考慮すべき事項に関連した客観的な指標により候補地ごとに比較を行う。
- ・ 具体的には、候補地ごとに点数による評価を行うこととした上で、各考慮事項（減点事項を除く）ごとに均等な配点（各10点）とし、各管内で候補地ごとの相対的な比較が可能となるような評点を設定する。

(イ) 候補地ごとの具体的な比較方法

考慮事項	比較方法等																										
①管内の市町の人口 【配点 10 点】	(比較の観点) - 管内各市町の人口の集積 (関連指標) - 庁舎利用が将来にわたることから、将来推計人口を指標として用いる。 - 将来推計人口は、管内各市町間で公平に比較を行う観点から、国立社会保障・人口問題研究所による推計値（※）を用いる。 （※）用いる将来推計人口の時点については、庁舎の建替え時期やその時点における国立社会保障・人口問題研究所の公表値を踏まえて、管内ごとに個別に判断する。 (比較方法) ① 候補地が所在する市町の将来推計人口が、管内の総人口に占める割合により比較することとし、その割合に応じて、以下のとおり評点（基礎点）を設定する。 <table><tr><td>10点</td><td>9点</td><td>8点</td><td>7点</td><td>6点</td><td>5点</td><td>4点</td><td>3点</td><td>2点</td><td>1点</td></tr><tr><td>50%以上</td><td>45%以上</td><td>40%以上</td><td>35%以上</td><td>30%以上</td><td>25%以上</td><td>20%以上</td><td>15%以上</td><td>10%以上</td><td>10%未満</td></tr></table> ② 候補地と所在する市町の中心部（現在の役所の所在地）間の移動時間（自動車で一般道を走行した場合の所要時間）に応じて、県内の隣接する市町間の平均移動時間（30 分）も考慮し、以下のとおり①の基礎点から減点する。 <table><tr><td>15 分以内</td><td>15 分超～30 分以内</td><td>30 分超</td></tr><tr><td>減点なし</td><td>基礎点の 1/4 減点</td><td>基礎点の 1/2 減点</td></tr></table>	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点	50%以上	45%以上	40%以上	35%以上	30%以上	25%以上	20%以上	15%以上	10%以上	10%未満	15 分以内	15 分超～30 分以内	30 分超	減点なし	基礎点の 1/4 減点	基礎点の 1/2 減点
10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点																		
50%以上	45%以上	40%以上	35%以上	30%以上	25%以上	20%以上	15%以上	10%以上	10%未満																		
15 分以内	15 分超～30 分以内	30 分超																									
減点なし	基礎点の 1/4 減点	基礎点の 1/2 減点																									
②交通の事情 【配点 10 点】	(比較の観点) - 庁舎への移動時間 (関連指標) - 庁舎へ移動する際の主要な交通手段は自動車であることから、自動車による移動時間（自動車で一般道を走行した場合の所要時間）を指標として用いる。 (比較方法)																										

	① 候補地と各市町中心部（現在の役所の所在地）間の自動車による移動時間の平均時間を候補地ごとに算定する。 ② ①による候補地ごとの平均移動時間のうち、最短時間を基準とし、当該基準から超過時間の割合に応じて、以下のとおり評点を設定する。 <table><tr><td>10点</td><td>9点</td><td>8点</td><td>7点</td><td>6点</td><td>5点</td><td>4点</td><td>3点</td><td>2点</td><td>1点</td></tr><tr><td>+10%以内</td><td>+15%以内</td><td>+20%以内</td><td>+25%以内</td><td>+30%以内</td><td>+35%以内</td><td>+40%以内</td><td>+45%以内</td><td>+50%以内</td><td>+50%超</td></tr></table>	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点	+10%以内	+15%以内	+20%以内	+25%以内	+30%以内	+35%以内	+40%以内	+45%以内	+50%以内	+50%超
10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点												
+10%以内	+15%以内	+20%以内	+25%以内	+30%以内	+35%以内	+40%以内	+45%以内	+50%以内	+50%超												
③他の官公署との関係 【配点 10 点】	（比較の観点） ・ 公的機関の集積 （関連指標） ・ 管内住民の利便性を考慮し、庁舎から一定の距離内に存在する管内の国及び県の機関・関係団体の集積度合いを指標として用いる。 ・ 「国及び県の機関・関係団体」は、行政手続等で県民や事業者の一定の来庁が見込まれる国の機関（国に準じる機関を含む）及び県の機関・関係団体を管内ごとに選定する。 〔国機関〕 税務署、公共職業安定所、労働基準監督署、国道事務所、農政事務所、法務局、裁判所、国立研究開発法人など 〔県機関〕 試験研究機関等の出先機関、警察署など 〔関係団体〕 以下の各分野における地元関係団体 ・ 商工分野：商工会、商工会議所、飲食業生活衛生同業組合、ホテル・旅館生活衛生同業組合 ・ 農業分野：農業協同組合 ・ 水産分野：漁業協同組合、水産加工業協同組合 ・ 森林分野：森林組合 ・ 観光分野：観光協会 ・ 建設分野：建設業協会 ・ 医療分野：医師会、歯科医師会、薬剤師会 ・ 福祉分野：社会福祉協議会 ・ 環境分野：産業資源循環協会 など ・ 「一定の距離内」は、県内の隣接する市町間における平均移動時間（30 分）を考慮して自動車による移動時間が 30 分以内とし、国																				

	及び県の機関・関係団体数は「15 分以内」を 1.0、「15 分超～30 分以内」を 0.5 で換算する。 (比較方法) ① 候補地から一定の距離内に存在する国及び県の機関・関係団体数が、管内の国及び県の機関・関係団体の総数に占める割合により比較することとし、その割合に応じて、以下のとおり評点を設定する。 <table><tr><td>10点</td><td>9点</td><td>8点</td><td>7点</td><td>6点</td><td>5点</td><td>4点</td><td>3点</td><td>2点</td><td>1点</td></tr><tr><td>50%以上</td><td>45%以上</td><td>40%以上</td><td>35%以上</td><td>30%以上</td><td>25%以上</td><td>20%以上</td><td>15%以上</td><td>10%以上</td><td>10%未満</td></tr></table>	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点	50%以上	45%以上	40%以上	35%以上	30%以上	25%以上	20%以上	15%以上	10%以上	10%未満
10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点												
50%以上	45%以上	40%以上	35%以上	30%以上	25%以上	20%以上	15%以上	10%以上	10%未満												
④所管区域の 地理的状況	(比較の観点) 危機事象発生時における安全性 (比較方法) 候補地が所在市町のハザードマップにより以下の危険な区域に該当する場合は、1 区域につき 2 点の減点とする。 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、津波浸水想定区域、ため池浸水想定区域、山地災害危険地区、土砂災害警戒区域（特別警戒区域を含む）																				
⑤その他	(比較の観点) - 活用可能な土地の状況、駐在機関等の統合・再編 (比較方法) 候補地の整備費用について、各費用項目が当該候補地のみで生じる費用かどうかといった観点から、追加での整備費用項目が生じることが明らかである場合は、1 つの追加費用項目につき 2 点減点する。 (例) - 庁舎建設に係る土地の取得費用を要する場合 - 駐車場の確保など庁舎敷地以外の土地の賃借費用を要する場合																				

(ウ) 本庁舎の移転に伴う影響の緩和のための支援

- 地域振興局・支庁の本庁舎を現在の所在市町外の市町へ移転することとした場合、本庁舎の移転による現在の所在市町の地域経済等への影響に鑑み、その影響の緩和のため、当該市町の地域の振興・活性化に対する支援策を講じる。

イ 分庁舎の取扱い

- ・ 地域振興局・支庁の設置の際、総合事務所化を図る出先機関を一つの庁舎に集約することを基本としつつ、総合事務所を設置する庁舎の規模等を踏まえ、必要に応じ、分庁舎方式を採用した。
- ・ 庁舎の再整備に当たっては、その規模等について既存の庁舎を前提とせず、改めて検討することから、制度的な制約等により集約が困難な場合を除き、原則、分庁舎を集約する方向で検討を行う。

ウ 駐在機関等のあり方

- ・ 本所までの所要時間、所管区域の面積及び所管市町村数など、区域の特性等を勘案しつつ、その役割を検証の上、統合・再編の検討を行う。

[検討の視点]

- ① 各駐在機関等については、県民に身近な行政サービス機関としての機能を有することを踏まえつつ、将来の人口見込みや本所までの所要時間など区域の特性等を勘案し、統合・再編による行政サービスへの影響等を検証する。
- ② 保健所については、地域保健法により、所管区域は二次保健医療圏域と概ね一致した区域とすることが原則とされていることを踏まえ、現在の二次保健医療圏域と保健所の所管区域を比較しつつ、その役割を改めて検証する。

エ 民間提案の活用

- ・ 民間提案の活用により、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに、効率的かつ効果的な整備を推進するという基本的な考え方の下、整備手法を検討する。

オ その他

- ・ 整備地や駐在機関等のあり方の決定に当たっては、地元市町村等の意見をお聞きする。